

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

[1] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

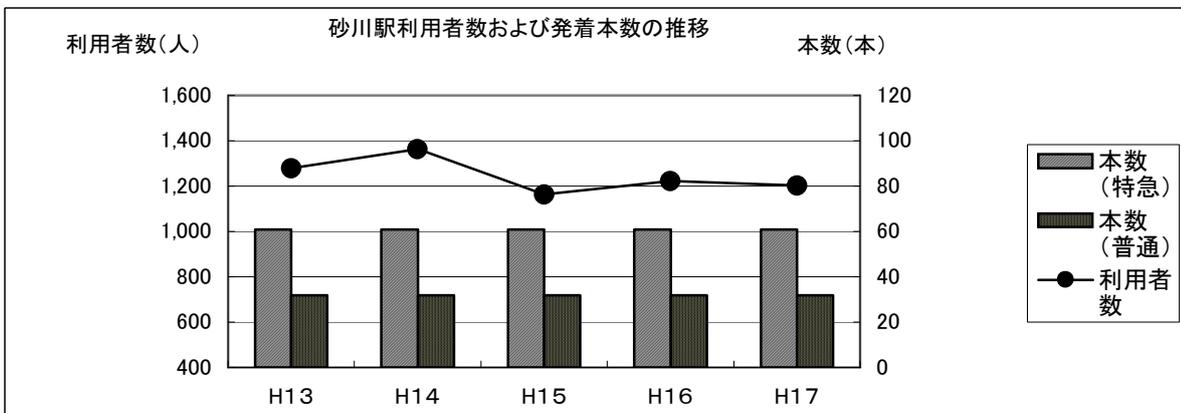
砂川市の中心市街地は、JR砂川駅を中心として発展し、周辺都市機能が形成された。特に商店街は、国道12号と駅前通りに沿って発展しており、公共交通機関のアクセスポイントとなる駅・バス停に自然と隣接している。

JR砂川駅の利用者数は平成14年度がピークにあるものの、ほぼ横ばいで推移、一方バス路線は利用者の減少に合わせて本数も減少しており、どの路線も減少傾向にある。これはモータリゼーションの進展や消費者のバス離れが背景にあると考えられるが、バス路線は砂川市内を結ぶ国道12号・道々芦別砂川線・道々文珠砂川線・道々砂川新十津川線などの主要幹線に巡らされており、車を所有していない者や高齢者等が中心市街地へ往来する交通手段としての機能を果たしている。(P11 参照)

したがって、当市における公共交通機関はその機能を十分果たされている現状から、新たな事業展開は行わない。

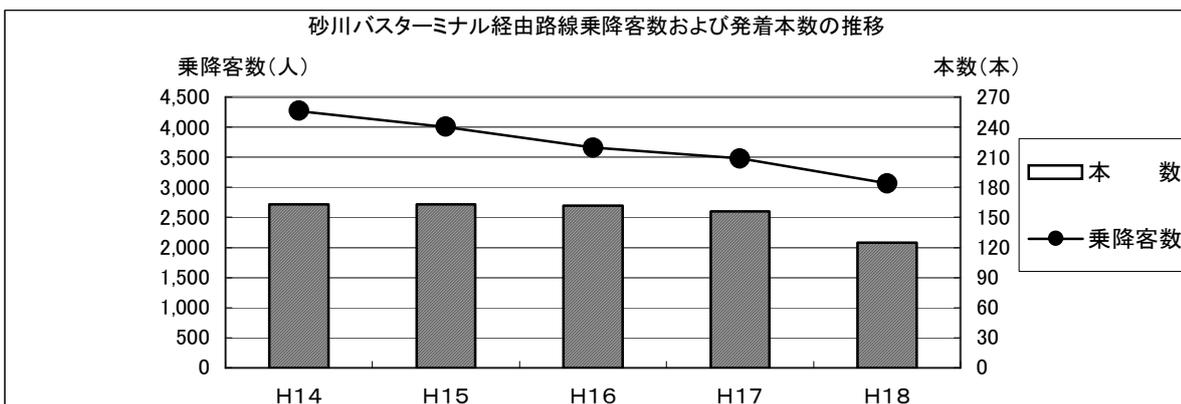
フォローアップの考え方としては、本基本計画が認定された後、事業開始以後の毎年度末において進捗調査を行い、状況に応じて事業の促進などの改善措置を講じる。また、計画期間満了時点においても進捗調査のうえ、効果の測定を行う。

JR 利用者数および発着本数（平日の1日平均）



出典：JR砂川駅調査

バス乗降客数および発着本数（平日の1日平均（夏ダイヤ））



出典：北海道中央バス調査

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

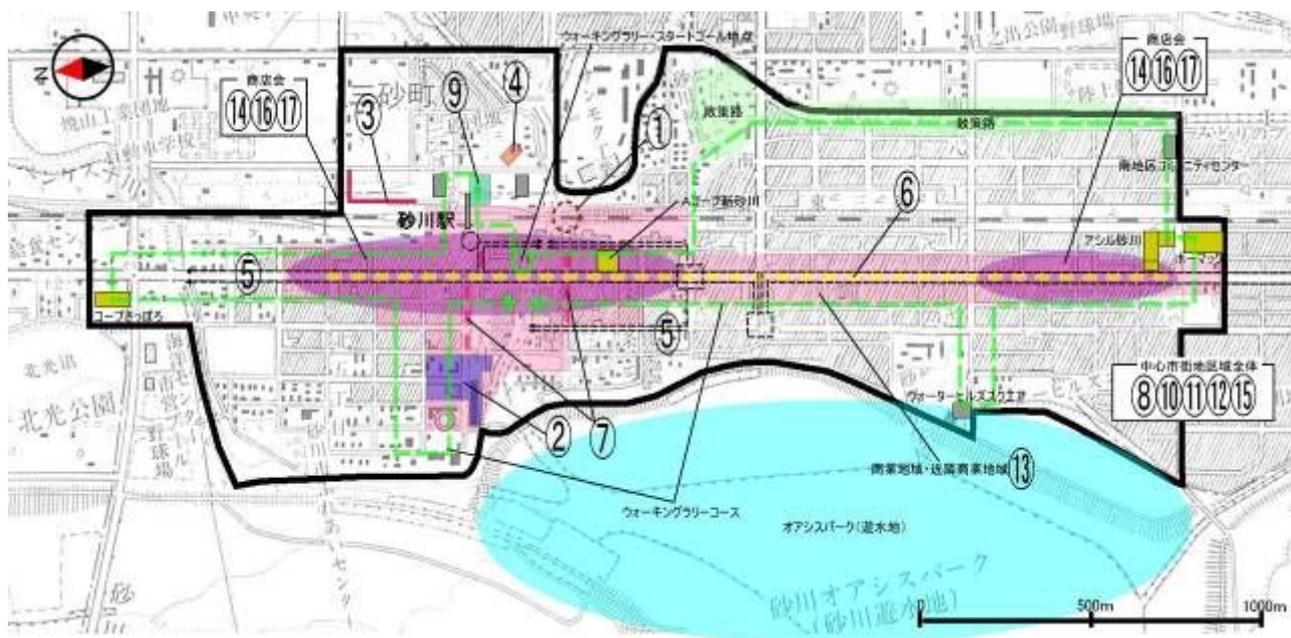
(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

該当なし

◇ 4から7までに掲げる事業及び措置の実施箇所



- | | |
|-------------------------|-----------------------|
| ①南1丁目線拡幅工事 (H19~30) | ⑩ハートフル住まいる推進 (H18~20) |
| ②市立病院改築 (H18~24) | ⑪すながわスイートロード (H15~) |
| ③駅東通り改良舗装工事 (H16~19) | ⑫まちなか居住推進 (H20~23) |
| ④特別養護老人ホーム移転改築 (H18~19) | ⑬中小企業等振興補助 (H11~) |
| ⑤砂川市流雪溝管理運営 (S54~) | ⑭コミュニティースペース (H20~22) |
| ⑥国道一直線花いっぱい運動 (H14~) | ⑮観光客誘致 (H18~) |
| ⑦砂川「もっと花いっぱい運動」(H17~) | ⑯匠のものづくり学校 (H20~22) |
| ⑧光ファイバー誘致 (H18~) | ⑰中心市街地回遊 (H19~) |
| ⑨地域交流センター運営 (H18~) | |